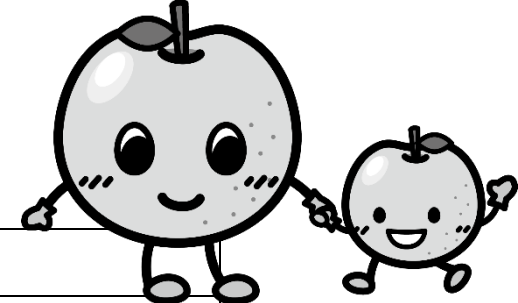


新規申請・更新申請（児童発達支援・保育所等訪問支援・無償化）



新規申請	更新申請	提出書類	備考
○	○	障害児通所給付費支給申請書兼利用負担額減額・免除申請書	・表面の署名、裏面の署名は直筆。 ・裏面☑ボックス必須。
○	○	19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書	・下部署名は申請者。
○	○	利用計画作成の選択に伴う書類	
○	○	障害児支援利用計画	・療育を受ける事業所の他に、相談支援事業所へ利用計画の作成を依頼している場合は、事業所が作成。
○	○	週間ケア計画	
○	○	生活記録票	・手帳所持の場合は等級を記載。
*1	*1	障害児相談支援給付費支給申請書	*1 初めて相談支援事業所に依頼した時のみ提出。
*2	*2	障害児相談支援依頼(変更)届出書	*2 初めて相談支援事業所に依頼した時、相談支援事業所を変更した時、いずれの場合も提出。
☆		通所支援が必要である根拠書類	☆初めての申請の場合のみ必要。 例)障害者手帳、療育手帳、診断書、医師や臨床心理士等の意見書、特別支援級の在籍証明など。 注)提出書類の返却不可。
○	○	申請者(父または母)のマイナンバー関係書類	・郵送の場合はコピー同封。
○	○	申請者と提出者の本人確認書類 * 写真付き身分証明書の場合は1点、写真なしの場合は2点	・申請者と提出者が同一の場合は1名分。 ・本人確認書類、マイナンバー関係書類に該当するもの。 例1:マイナンバーカード 計1点 例2:運転免許証+通知カード 計2点
	○	今お使いの通所受給者証	・直近で使用予定あり等の理由がある場合は、提出不要。

<更新申請等 送付先>

〒272-0032
千葉県市川市大洲 4-18-3
市川市こども発達センター内
こども部 発達支援課
047-370-3577

注意)

- ・消えるボールペン、修正テープの使用はできません。
- ・☆初めての申請は、市川市こども発達センター（所在地：大洲）へご来所ください。

申請書ダウンロードURL：<https://www.city.ichikawa.lg.jp/chi05/0000409816.html>

申請書類セットは、リンク先で「新規申請・更新申請（児童発達支援・保育所等訪問支援）（PDF）」をクリック。